九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

帝国法制秩序と樺太先住民 : 植民地法の制定・運用・判例への総合的分析

加藤, 絢子

https://hdl.handle.net/2324/2348727

出版情報：Kyushu University, 2019, 博士（学術）, 論文博士
バージョン：
権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

（様式６－２）

氏　　名	加藤　絢子
論　文　名	帝国法制秩序と樺太先住民 ―植民地法の制定・運用・判例への総合的分析―
論文調査委員	主　査　九州大学　教授　松井康浩 副　査　九州大学　准教授　施　光恒 副　査　九州大学　准教授　マシュー・オーガスティン 副　査　早稲田大学　教授　浅野豊美 副　査　新潟国際情報大学　准教授　神長英輔

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

本論文は、樺太（サハリン）が日露共同領有地であった時代から第二次世界大戦後にまで至る約100年に及ぶ期間を視野に収めつつ、大日本帝国下の樺太における先住民政策を、先住民に付与された法的地位及びその変遷に着目して分析したものである。特に、第二次世界大戦後、台湾・朝鮮といった他の旧植民地出身者がサンフランシスコ講和条約の発効と同時に日本国籍を喪失したのに対し､内地の戸籍をもたなかったウイルタ､ニヴフの樺太先住民は日本国籍を喪失することはなく、新たに内地の戸籍を得ることになったその処遇の違いに注目して、樺太先住民の法的地位がいかなるもので、かつ日本の樺太統治の期間を通じてそれがどのように変化したのかを、関係法令の制定過程、その運用実態、判例の分析などを通じて、歴史的に明らかにしたものである。

本論文は序章と終章をのぞき、全7章から構成されている。まず、第1章では、日露共同領有下の時代に、先住民に対する主権がロシアとの関係を考慮しつつ行使された点に注目しながら、日露双方に帰属していた先住民同士の間で発生した事件の処理や、先住民の漁業への対応に見られる帝国日本の「保護政策」を取り上げている。続く第2章では、日露戦争とポーツマス講和条約による樺太領有とともに、異法域としての樺太が誕生するなかで制定された先住民に対する属人法規定の性格を、特に「土人漁場」設置に見られる「保護政策」との関連で検討し、さらに第3章では、旧慣調査や判例資料をもとに、先住民の法的地位の形成過程、特に旧慣と近代法との関係を明らかにし、属人法の異法域性の程度を考察している。

第4章では、日本軍による北樺太保障占領が終了した1925年以降に発生した樺太先住民の日本領への越境と、内地人社会の拡大により始まった集住地「オタス」への人口移動、及び、集住地に設置された教育施設に着目しながら、アイヌ以外の先住民に対しても「保護政策」が本格化するプロセスが明らかにされる。また第5章は、ポーツマス講和条約に国籍条項が規定されなかったために1930年代まで未確定であった樺太先住民の日本国籍確定の経緯を、同じく「保護政策」と、対人主権に関するソ連側への考慮に関して検討している。

第6章と第7章は第二次世界大戦後の時期が対象となる。まず第6章では、先行研究に依拠しつつ限られた資料を駆使して、ソ連の対日参戦以後に80～100人程度の無戸籍先住民が日本に「引揚げ」ていたことを確認し、次章で検討する先住民の就籍に関して、「引揚げ」の経緯や背景、「引揚げ」後の生活等について考察している。第7章では、樺太先住民の就籍をめぐる法務省内の照会・回答事例や判例などを検討しながら、国籍の保持と就籍が、国籍確定に関する「慣習と条理」に基

づく法理のみによって認められた経緯を追及し、冒頭に述べた、台湾・朝鮮の旧植民地出身者との処遇の相違に説明を加えている。

以上のように、本論文は、樺太先住民の法的地位を解明することで、帝国日本の植民地法制に関して新たな知見を加えただけではなく、従来、移民研究や北海道・東北史との関連、日露関係史の視点から語られることが多かった樺太史研究に対して、樺太先住民の法的地位に着目することで、「外地人」を有する植民地としての樺太像を提示し、その実態に迫った点でもユニークな研究である。また、台湾・朝鮮の旧植民地出身者との処遇の相違という点について、植民地統治にあたった帝国日本の当局や関係者が、樺太の少数民族を、統治すべき異民族というよりむしろ、ほぼ一貫して「保護」の対象と捉え、内地社会への「同化」の程度、同化の進捗に着目して法政策を展開したことを各章を通じて明らかにし、なぜ相違が生まれたのかという論点について一定の説明を与えたことも高く評価できる。

以上のことから、本論文の学術的意義が十分に認められるため、論文調査委員は全会一致で本論文を博士（学術）の学位に値するものと評価した。